

平成30年第2回臨時会（5月22日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

平成30年第2回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月22日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告、質疑	7
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○町長あいさつ	22
○発言の取消し	23
○閉議及び閉会の宣告	23
○会議録署名	24

飯綱町告示第54号

平成30年第2回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年 5月18日

飯綱町長 峯村勝盛

- 1 期 日 平成30年 5月22日
- 2 場 所 飯綱町役場 議場
- 3 付議案件 (1) 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
(2) 平成30年度飯綱町一般会計補正予算(第2号)
(3) 平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算(第2号)

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	青 山 弘
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	大 川 憲 明
15番	清 水 満		

不応招議員（なし）

平成30年第2回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

平成30年第2回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年5月22日（火曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第11号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 議案第39号 平成30年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第40号 平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	清水 均	2番	風間 行男
3番	中島 和子	4番	目須田 修
5番	瀧野 良枝	6番	原田 幸長
7番	石川 信雄	8番	荒川 詔夫
9番	伊藤 まゆみ	10番	青山 弘
11番	樋口 功	12番	渡邊 千賀雄
13番	原田 重美	14番	大川 憲明
15番	清水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	合津俊雄
教育長	馬島敦子	総務課長	原章胤
産業観光課長	土屋龍彦	建設水道課長	森佳也

事務局職員出席者

事務局長	高橋吉人	事務局書記	荒井智雄
------	------	-------	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水満） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成30年第2回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 平成30年第2回飯綱町議会臨時会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

まず、水田、果樹をはじめ、農作業が最も忙しいと言われるこの時期に臨時議会を開催しますことお許し願いますとともに、議員各位には、定刻までにご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。

今議会にご提案申し上げます案件は、いづなりリゾートスキー場に関する補正予算と損害賠償の額の決定についての専決処分の報告でございます。

スキー場につきましては、4月に開催いたしました臨時議会でご説明しました方向で事務を進めております。スキー場、ゴルフ場を譲渡するための不動産鑑定も進み、最低譲渡価格等を決定し、6月中旬に譲渡に関する公募を開始する予定でございます。7月中旬には譲渡先を決定し、仮契約をしていきたいと思っております。

今回のスキー場における補正予算は、ナイター照明とスノーマシン、人工降雪設備の改修工事費用であり、いずれも昨年大雨により被害を受けたものであります。一般会計からスキー場事業特別会計へ工事費の全額である3,360万円を繰り出し、対応する内容となっております。

歳入につきましては、財産収入として、同額の 3,360 万円を計上いたしました。スキー場、ゴルフ場関係の土地、建物の売却収入の一部を充当したものであります。最終的な譲渡価格は今後詰めていかなければなりません、譲渡先を決定する過程の中で議会にも十分ご説明するとともに、ご意見をいただきたいと思っております。

一般会計の中で対応する林業、治山施設単独災害復旧費の 324 万円は、スキー場ゲレンデの崩落工事の増工であり、崩れた沢に水が溜まらないように導水工事を行うものであります。ゲレンデは町が国から借りているものであり、町の責任として一般会計で対応するものであります。財源としては繰越金を充当しておりますが、昨年の災害復旧費用を含め、今回の譲渡価格でカバーしていきたいと考えております。なお、工事の実施はスキー場等の譲渡契約が済み、金銭の受領が明確になった時点以降を考えておりますので申し添えたいと思います。

先般、県内のスキー場の入れ込み客等の記事が出ましたが、増えたところもあれば減少したスキー場もあります。観光事業は天候や景気に左右されるとともに、常に新しいものに投資していかなければならない性格を持っております。公的な機関としてスキー場を運営していくことは、優れた経営能力と住民の理解を必要とし、その上で一定の財源措置が求められます。飯綱町の状況を考えますと、スキー場、ゴルフ場の完全民営化は最も適した選択と思っております。

厳しいご意見の中、いづなりリゾートスキー場を 1 つの財産として維持してきたことにも価値を見出す結果にもなります。何とか今回の民営化の話がうまく進むようお願いしておりますが、議員各位の一層のご理解、ご指導を願って開会のごあいさつといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水満） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定によって、2 番、風間行男議員、3 番、中島和子

議員、4番、目須田修議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（清水満） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。原田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田重美 登壇〕

○議会運営委員長（原田重美） 13番、原田重美でございます。

本日招集されました、平成30年第2回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（清水満） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（清水満） 日程第3、諸般の報告に入ります。

報告第11号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定による報告でございます。

説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（報告第 11 号）

○総務課長（原章胤） それでは報告第 11 号について、ご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書 1 ページ上段をご覧くださいと思います。

報告第 11 号につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第 1 号に該当するもので、町道の瑕疵に起因する損害賠償の額の決定についての専決処分の報告でございます。

事故の概要でございますが、発生年月日につきましては、平成 30 年 3 月 1 日で相手方は長野市小島にお住いの徳永梨沙様で、町道 K1-3 号線、飯綱病院の南側の道路になりますが、わかば堂薬局の傘札店の西側でございます町道脇の電柱におきまして、中部電力の社員であります徳永様が、電柱の作業をするために電柱近くにあった排水マスの縞鋼板の上を歩行したところ、急に鉄板が 90 度回転いたしまして、排水マスに転落し、左足を負傷したものでございます。治療費等の損害賠償の額は 39,570 円でございます。専決処分日は、平成 30 年 5 月 1 日でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 8 番、荒川詔夫です。ただいまの案件について、若干質問をさせていただきます。

今般の損害賠償額の決定にあたり、事故の発生経緯から、まず町側に全面的な過失があつての対応かどうか。または、相手方にも過失があつての額の決定かどうか。そこら辺の状況についてお聞きをしたいと思います。

それと、非常に額は小さいわけですが、今般の損害賠償額 39,570 円は、医療費の支払額であるか、あるいはその中に慰謝料だとか見舞金等も含まれているかどうか、そこら辺についてお聞かせいただきたい。

それから、今般の事故について、中部電力の社員が排水マスの鉄製の蓋の上を歩行し、それによって報告のとおり蓋が外れて、左側の足に怪我をされたということでございますけれども、

これについて、今後の対応を含めて、町内にはこのような鉄製の箇所が何箇所もあるかと思えますので、今般の事故を受けて、今後の是正措置策をどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） それでは私から2点お答え申し上げます。事故の速報カードをいただきまして、その事故状況が示されているわけでございます。それを見ますと、病院近くの電柱の作業をするのに道路の端を歩行していくわけですが、たまたまその電柱のそばにマスが設置してあった。ですから、マスが無ければ回避できるわけですが、ちょうど道路脇の歩いて行くところにマスが設置してありまして、写真を見ると、どうしてもそこを歩かざるを得ない状況でございます。ですから、マスの管理、町道に付随しているものでございますので、町に瑕疵があると判断しているところでございます。

それと、39,570 円の内訳でございますけれども、治療に要する経費といたしまして 15,880 円でございます。これにつきましては、2日間通院されたということで、それに伴う治療費でございます。それと、薬剤費で6,890 円です。それと、先ほど議員が申された見舞金でございますが、一応、若干でございますが、損害賠償金ということで 16,800 円。含めまして 39,570 円の損害賠償でお願いしたということでございます。

それと、3番目の今後の是正措置につきましては、森課長から申し上げます。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 鋼板蓋に限らず、町の道路に関する付属物等は相当の数があります。それを全て職員が見て回って把握しろというのは、とてもできないことですので、今まで道路の穴等、住民の方、それから区長さん、組長さんにご連絡をいただいた中で対応をしているのが現状でありますので、今後もそのような箇所が見つかりましたら連絡をいただきたいと思えます。また、区長・組長会議の中で、これからもお願いをして、できるだけこのような事故が

少ないようにしていきたいと考えております。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 私は素人で良く分からないわけですが、マスの蓋があれば、中部電力の社員もある程度は安全を確認した上で作業するというのが、一義的には相手方にも責任があるのではないかと思うわけです。町は、パーフェクトに完全に過失があるというのは、素人考えでどうも納得がいかないわけですが、今般の事故は本当に町に100パーセント過失があるのかどうか、そういうことで皆さん方は認定されたのかどうか、もう1度、お聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 一般住民の方は道路を歩く上で蓋の上は大丈夫かと確認はしないと思いますが、作業するにつけて、それはどうかというのは想定されますが、相手方もまず安心だろうということで行ったと思います。基本的には安全確認は必要と言われればそうですが、全部の皆さんがそのように思っていないと思います。それも含めて町側の管理の点もあるのではないかと、縞鋼板が普通は90度回転はしませんので、90度ずれるということはいかがかと思えますので、そこで相手側に瑕疵があるということを争ってもどうかと思えます。全面的に争うのであれば裁判に訴えるとかあると思えますが、町もそこまでは必要が無いのではないかとということで判断したわけでございます。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。臨時議会に限りませんが、専決処分の多くにこういった事故を認めて欲しいというものが挙げられますが、私の記憶ですと、今までは特に除雪作業のことが多かったわけです。つまり人身では無かったわけです。今回、初めてこういったものが出てきたと思っています。

それで、今後の対策も含めてお聞きしたいわけですが、ここには通行者の負傷とは書いていない。つまり作業中と書いてあります。ということは、先方の会社での作業中であるわけです。

から、先方は保険で処理されたのではないかということの1つ疑問があります。

2つ目、先方がお金が必要と請求されたのであるならば、この保険で処理されたであろうことをチェックしていただいて、金額は別として全て見舞金で処理すべきではないかということが2つ目。

それから3つ目、16,800円という見舞金の金額の根拠、これを今後のためにもお聞きしておきたいと思います。

そして4つ目、事故の現場、その後どのようにしてあるのかを建設の方からお聞きしたい。

以上、お願いします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 中電の社員でございます、作業中であるということで、先方の保険対応はどうかということでございます。事故の一報を受けまして、中電の配電課の主任さんが来庁されて事故の発生報告を受けたということでありまして、先方さんの保険については確認いたしませんでした。そして、町は総合賠償保険に加入していますので、そこら辺は先方さんの保険ではなく、こちらの保険で対応するというところで話が進んだと思っております。

そして、見舞金での処理が筋ではないかということでございますけれども、こちらの方でも町道の損害賠償の保険がありますので、見舞金というのは想定していなかったということでございます。

それと、16,800円の根拠ですが、手元に資料がございませんので、この後ご報告申し上げたいと思います。

○議長（清水満） 森建設水道課長。

〔建設水道課長 森佳也 登壇〕

○建設水道課長（森佳也） 事故現場につきましては、現在、修理を依頼しておりますが、昨日確認に行ったところ、まだしてありませんでした。今現在は、カラーコーン等を設置して気を付けるようにしてあります。

90度回転した原因は、マスのあごが欠けていた。おそらく除雪だと思いますが、もう何年も前だと思います。今年の除雪ではないのでその前から壊れていたわけですが、現場として職員も気付かなかつたし、報告も無かつたということでそのまま放置されていました。

慰謝料の根拠ですが、昨日担当に聞いたところ、通院は2回であり、2回に対して病院の治療費等で2万2千いくら掛かっておりますが、慰謝料は保険会社に相談しまして、この金額が妥当ということで16,800円の支払いをしたと聞いております。以上です。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第4、議案第39号 平成30年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第39号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第39号、平成30年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）について、議案書並びに議案の提案説明書1ページ下段をお願いしたいと思います。

補正の概要でございますが、先ほども町長が申されましたとおり総額は3,684万円を増額補正するものでございまして、歳入につきましては、財産売払いに伴います財産収入で3,360万円、繰越金で324万円でございます。

歳出につきましては、7款の商工費のスキー場事業特別会計、昨年10月の台風によりますスキー場関係の復旧工事、そこに繰出金として3,360万円を繰り出すものでございます。

それと、一般会計の11款でございます。災害復旧費の林業・治山施設単独災害復旧費でございます。これにつきましては、当初予算でお認めいただいております金額の補正でございますが、ゲレンデ上部の土砂崩壊の復旧工事で、導水工事等々を伴う中の崩壊地の法面保護、植生

マットを中心に工事関係で324万円補正するものでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤です。先ほどの町長のごあいさつの中で、ゴルフ場とスキー場を合わせて不動産鑑定を進めている最中であるのご説明がありました。ここに掛かる金額については、譲渡益の中から歳出をしていきたいというお話もございました。どのくらいを見込んでおられるのかお聞かせいただきたいと思います。当然、この金額以上はあるものと思いますので、お聞かせください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 誠意をもって、このくらいと申し上げれば良いわけですが、今回一部で見たそれ以上では話をしたいとしか、申し訳ありませんが、今の時点では申し上げられません。

何とか、最後のチャンスだと思っておりますので、相手方の心配も契約がいよいよとなってくればあると思っておりますが、何としても私どもの事情も説明して、妥協点の金額を導き出していきたいと思っています。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 今回のこれには明記されていませんが、前回の臨時議会で観光課長がスノーマシンの配管改修工事もしたいとおっしゃっていました。これは今回は無しですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 工事を2つに分けておまして、グレンデの本体そのものを原状回復するのは、町が国から借りていますので責任として一般会計で対応ですが、スキー場の付帯施設的なものについては、この後ご提案申し上げます特別会計でご説明したいと思っています。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄ですが、当初の町の方針どおりに進んでいるといったような経過だと思いますが、この財産収入の中の町有財産、土地、建物の売払い収入となっていますが、この土地と建物の内容についてお聞きしたいということと、不動産鑑定士が入っているということですが、どういう鑑定士が入っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答え申し上げます。まず、売却物件でございますが、いづなりリゾートスキー場につきましては、町有の建物、設備、備品一式でございます。土地につきましては、町有の土地で面積は7万2,356.5平方メートルでございます。

続いて、飯綱高原ゴルフコースでございますが、建物につきましては、建物、設備、備品一式でございます。土地につきましては、町有の土地でございます、面積が24万8,639平方メートルでございます。

不動産の鑑定を委託している業者でございますが、有限会社ながの鑑定でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 関連ですが、そもそもこの話というのはスキー場の売却が1番の重要テーマでした。それで、この前の臨時議会の時にもスキー場とゴルフ場をセットにした方向で話が進むと思うといった話でしたが、このスキー場プラスゴルフ場、ゴルフ場が売却の物件になったのは、どちら側から出た話なのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） スキー場を運営したいという人からの要望ということももちろんございます。私もスキー場とゴルフ場というものは、スキー場を経営して欲しいということは、冬だけで頑張って経営してスタッフを抱えていくということで、そうするとグリーンシーズンの会社としての収益はどうすればよいのか、そのような話は今まで話をする中で何社も出てまいりま

した。やはり、冬のスタッフを夏はゴルフ場のスタッフとして働いてもらうというシステムは、1番、理にかなっている経営形態であるという気持ちも持っておりました。

今回セットになっているのは、どちらかと言えば、相手側の要望が強かったということはいえると思います。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。今の町長のご説明の中で、スキー場にゴルフ場もセットで譲渡契約をしたいという希望の状況であるということですが、その場合に、現在のゴルフ場の指定管理業者とは中途解約ということになると思いますが、その辺について、その業者との話し合いがあって、例えばその補償も含めての条件を出されているかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答え申し上げます。目須田議員のおっしゃるとおり、現在、ゴルフ場の指定管理は平成32年3月までオーガニックリゾートが指定管理で管理運営を行っているところでございます。ここでゴルフ場を売却となりますと、オーガニックの指定管理期間中にゴルフ場を手放していただくということになります。

これにつきましては、町と指定管理者のオーガニックリゾートと3回の話し合いを持っております。ゴルフ場の売却についても、どうしてもスキー場を維持していくためにはゴルフ場の売却はせざるを得ないといった町の考え方を説明いたしまして、オーガニックリゾートからも概ねご了解をいただいているところでございます。公募のスケジュール等についてもオーガニックリゾートに説明をしております。

補償の関係でございますが、これについては当然、収益の柱の1つであるゴルフ場を途中で手放すこととなりますので、町としてはオーガニックリゾートに何らかの補償費をお支払いしていきたいと考えております。ただ、金額につきましては未定でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の課長の説明をもう少し確認しておきたいわけですが、中途解約の補償に関してはお金で処理しようということでもよろしいでしょうか。つまり、その後32年以降の5年間もやらせるとか、そういう状況は出ていませんか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答え申し上げます。基本的にお金の補償ということをお話はしてございます。具体的には、今、町がオーガニックリゾートから指定管理運営納付金というものを売上に応じていただいているわけですが、基本的にゴルフ場を手放すこととなりますので、その分、売上が減ってくるわけですが、当然、その管理運営納付金を調整することで補償に変えていきたいということを今のところ考えているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 先ほどとの関連ですが、ゴルフ場の売却がここで話に出てきているということになれば、当初よりも売却物件が非常に大きくなってきている感じがします。その点について、町有物でありますので町民合意とか多くの皆さんの了解も必要だと思います。その辺の考え方、そしてゴルフ場の売却を決めるというのはどういう形で決めるわけですか。売却先が決まったから、売却額が決定したからということの議決になるわけですか。

それから、この間の進め方は、こういう条件を公募して決めていくという町の態度でしたが、かなり先方との話が非常に綿密に着々と進んでいる。ですから、公募と言っても既に決まっているのではないかと思うわけです。公募というのは形式的にやりながら、今の売却先が決まっていることを決定付けるための作業なのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） どうして長年知っている間でそういう質問が出てくるのか、あなた責任をとってくださいよ。これで破談になったら。このように、ようやく何とか話を進めてきたわけ

で、しかも何回も言っているとおり公募するわけです。誰が申し込んで来るか分からないではないですか。元から決まっているみたいに、それは執行部に対して失礼ではないですか。だったら随意契約でやりますよ。そこら辺は是非、何回も言っているわけですが、ゴルフ場とスキー場というのは若干ニュアンスの違う観光施設で、これを運営していくのは細かい計算をすると、かえってお金もらっても厳しいという中の物件を何とか受けてやっていきたいという、こういう話が出てきた時に、例えばこういう議事録などに興味を持って関係者が見ていただければ、あまり歓迎されていないですか町長と。

実は、いよいよ話が詰まってくると厳しい話も出始めてきました。やはり、細かい計算をしてみると収支が合わないということで、そこら辺の話はどうしたものかというような少し心配になるような話が出てきました。そのような中で、この話を何とかまとめていきたい。

税務課で試算をしてみますと固定資産税も約 800 万から 900 万くらいの金額が、試算の試算ですけれども出てきています。今までは逆に 800 万、1,000 万と出してきました。これが、入ってくるという状況になれば、いろいろな意味でその費用を違うところに振り向けるということも可能になってくるのではないかと考えています。

決してその中で不正な方法で、忖度的なそういうものをしてはいけないうらうということ、いわゆるどなたに言われてもきちんとやってきましたという形をしっかりと残して今取り組んでいるつもりですので、是非、そこら辺は信用していただきたいと思います。

議員の方でゴルフ場をもっと良い条件でやってくれるところがあるというご提案をいただけるのであれば、私はいくらでも公募の中でそういう対応もできると考えておりますので、是非、そういう意味でご意見を頂戴したいと思っています。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 要するに議論しながら、今のゴルフ場が売却先にとっても有利であったり、町がスキー場を売る時の良い条件だとしたら、それは進めるべきです。そういったことをしっかり決めれば、町を上げての方針になって良いのではないかと聞いています。

ですから、今の話の壊れたらあなたの責任だと言っても、これは全然筋違いです。だから、我々はスキー場をしっかりと民間に売却してやっていくということに関しては、これらの経緯の中で進んできているわけです。いかがですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私はそのようには聞こえませんでした。本当にスキー場をこういう形で残していった方が良いのではないかという方向であれば、町は今そういう状況にいるけれども、ここら辺についてのもう一步進んだのはどうか。何か今のお話はまた根本に戻ったようなご質問のように受けましたけれども、一緒になって前向きな中でのご発言ですか。住民の中にはゴルフ場を譲渡するなどおかしいという雰囲気もあるから、どんどん進めていって良いのか。いったい最終的には誰が売るということを決定するのかという、こういうお話ではなかったのですか。

議会に提案をさせていただくわけですから、決定するのは議会ではないですか。私は是非、これだけ議論をしてきた、今初めて出た問題ではなくて、議論をしてきた過程の中で今のこのような提案をして、工事費用も売ったお金が確実に入ってきた時点でなければ着工もしません。議員の心配しているような点についても、当局としては対応した形で、1番心配のない形で進んでいく予定なので、私は逆にまだ執行部に対して理解をしてくれないのかという残念さで申し上げたわけですがけれども、非常にひどい発言で極めて不謹慎だということになれば、冒頭の責任をとっていただくというのは撤回をさせていただきます。責任をとるのは私でございます。

○議長（清水満） 暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

他に質疑ある方おられますか。大川議員。

○14番（大川憲明） 町長に伺います。町長は常日頃から飯綱町の基幹産業は農業だと言ってお

られます。そういう中で観光の一般会計補正を組んでおります。しかし、私自身はこの問題に対して、農業は確かに基幹でも、飯綱町にとって農業と観光がセットになって初めて、飯綱町の予算は組んでいけるのではないかと思います。そうでない、もしかしたら農業だけで観光から手を引いてしまったとすれば、非常に苦しい財政になっていくのではないかと思いますので、そういうことをわきまえた上で町長に伺いますが、スキー場もゴルフ場も、要するに東高原全体が活性化してこそ、飯綱町の一般財源が実際よりも増えてくるのではないかと思います。事細かに説明するのは結構ですけれども、そういう前提で東高原を進めていくので、そのためのこの予算を、スキー場を売ったり民営化していくための予算だということを最初に説明していれば、私はこういう問題は出てこないと思いますが、町長は農業一本でやっていくつもりでしょうか。それをお聞きしたいわけです。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今回提案しているのとは、若干、別の次元の質問と受けとめていますけれども、本当に農業は飯綱町の基幹産業として、しっかり伸ばしていかなければならないという信念でやってきておりまして、決して観光が悪者、邪魔者という解釈は今まで持ったことはございません。

しかしながら、今の観光施設というのは私のごあいさつの中でも申し上げましたとおり、常に新しいものへの積極的投資というものもやっていかなければならない性格を持っている産業の1つなので、非常に良い時代もあれば、残念な厳しい時代もあるという時に一定の投資をしていくという財源を確保しながら進めていくという上では、なかなか正直言って、住民の理解というのは簡単に得られないという事情も裏にはあるという思いの中で、それをこれからも維持していくためには、全部とは言いませんけれども民間の力をお借りする施設として、例えばスキー場はやっていくとか、いろいろな選択肢をもって対応していきたいと思っています。

いずれにしても、農業と観光があるというのは、これからインバウンドや都市との交流など、何を考えても、1つの大きな柱であることは間違いのないと思っています。

○議長（清水満） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

他に質疑ある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

よって、議案第39号 平成30年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第5、議案第40号 平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第40号）

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、議案第 40 号、平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書の 2 ページをご覧くださいと思います。

補正前の予算額でございますが、1,692 万 1,000 円、補正予算額は 3,360 万円の増額、補正後の予算額は 5,052 万 1,000 円でございます。

補正内容でございますが、歳入につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、昨年 10 月に発生いたしました台風 21 号豪雨災害による復旧対策工事関連で、人工降雪設備グレンデ配管改修工事が 1,200 万円、ナイター照明改修工事が 2,000 万円、これら工事の設計監理業務委託料が 160 万円でございます。

以上で、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終結し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 4 番、目須田です。ここに明記されていない部分でお聞きしたいわけですが、現指定管理の合同会社の財産買収についてはいつ頃予定されているのか。

それと、おおよその数字がよめているならば、その数字をお聞かせください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、進めておりますのは合同会社も資産があります。その資産は、今度、来られる新しいところの会社はその資産を買っていただくということです。それは、合同会社と新しいところで話し合いをしていただいて、その中で金額を決めてもらえれば良いのではないかと考えております。

○議長（清水満） 他に質疑ある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

よって、議案第 40 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ただいまは大変ご議論をいただき、私の答弁も失礼があったようでございますけれども、本当に久しぶりに熱の入ったお話をいたしました。

この間、マニフェスト大賞のキックオフ会議で寺島前議長が、いみじくもこのような活動をするのは、議会がスキー場問題で大きな意味で責任をとるようなかたちにならなかったというお話もありましたけれども、私はあの当時だって町がしっかり判断をしなければならないわけで、議会が損失補償を駄目ですと言えば、10 年前にスキー場はおそらく借金が返済できなくて倒産して終わっていたと思っております。

そんな歴史の中で、いよいよ 1 つの新しいスタートのお話ですので、熱が入ってしまいまし

たけれども、ごあいさつで申し上げましたとおり、議会に密に情報を伝達させていただいて、そして1番良い方法の選択をして進んでいこうということで取り組んでおりますので、是非、そういう点をご理解をいただいて、今後も一層のご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。今日はありがとうございました

○議長（清水満） 暫時休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

◎発言の取消し

○議長（清水満） 会議を再開いたします。

目須田議員から発言を求められておりますので、それを許可いたします。

○4番（目須田修） 本会議中に私が動議をいたしました、取り消していただきたいと思ます。

○議長（清水満） 暫時休憩とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時09分

○議長（清水満） 会議を再開いたします。

ただいま、目須田議員から会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、取り消したいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

従って、目須田議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（清水満） 以上をもちまして、平成30年第2回飯綱町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時09分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

7 番

8 番

9 番